

意見書

平成16年5月17日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎきちょう

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

そふとばんくびーびーかぶしきがいしゃ

ソフトバンク BB 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし

代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成16年4月20日付け情審通第41号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案（接続等の停止・中止等に係る規定の整備について）に対し、以下の通り当社の意見を述べさせていただきます。

1. 総論

当社としましては、NTT 東日本及び NTT 西日本（以下総称して「NTT 東西」といいます）の民間企業として正常な企業活動の範囲内で行われる債権保全行為について異議を唱えるものではありませんが、NTT 東西に判断が委ねられる部分について恣意的な解釈・運用がなされることにより債権保全を名目とした一方的かつ不当な相互接続の拒否、手続の遅延等が行われ、その結果、公平・迅速・円滑な相互接続の実現を妨げる結果となることを強く懸念いたします。具体的な懸念点につきましては各論にて個別に記載いたしますので修正をお願いします。

2. 各論

1) 接続約款第 5 3 条の 2（第三者への債権譲渡等）

協定事業者は、この約款に基づく当社に対する債権を第三者に譲渡し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社と協議を要するものとします。
--

（意見）

債権譲渡は債権保全、資金調達戦略の一環として世間でも一般的に利用されておりますが、債権譲渡を行う際は事業戦略上の機密が含まれております。債権譲渡に関し、NTT 東西と事前協議を要する、とすることは当該事業戦略上の機密を保持できない結果となり適切な事業活動を営むことができない危険性を含んでおります。よって、本条項の追加は不当であるとし、削除することを要望します。

また、今回の約款変更案では NTT 東西の債権保全措置については協定事業者側と協議することなく実施できるとされているにもかかわらず、協定事業者側が債権保全手続を実施する場合には事前に協議する必要があるというのは協定事業者の事業活動を一方的に制限するものとして著しくバランスを欠いており不当です。

2) 接続約款第 6 0 条（接続の停止）第 1 項について

当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります。

区 別	期 間
-----	-----

(1) 接続に係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続に関する費用、建設請負契約に基づく負担金、預かり保守契約等に基づく負担金又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。)について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) (略)	(略)

(意見)

現在、NTT 東西の請求金額内容に誤りがあり、支払金額が確定せず、多大なる当社の人員、コスト、時間をかけて金額を精査するケースが多々あります。そのため、支払期日が到来しても支払うことができない状況に陥る結果となっております。このようなケースが多く発生している状況下で、画一的に支払期日に支払がなされていないことを接続停止の要件とすることは債権保全の範囲を超えています。

よって、「NTT 東西の責めに帰すべき事由により請求内容に誤りがあったり、請求遅延が生じることで支払期日が到来しても支払えない場合を除く」とすべきです。

また、今回の変更において、本条に基づく接続停止の範囲が、「接続料金等の不払いが発生している特定の接続」から「約款に基づき締結した協定に係る接続全体」へと大幅に拡大されています。

協定事業者にとって接続が停止された場合、自己のサービス運営に致命的な影響を受け、結果、多くの利用者に甚大なご迷惑をおかけすることは必至であり、一部の金銭債権保全のために全ての接続を停止しうることは著しく不当であります。また、言わばこれを盾に取られ疑義の残る接続料金についても支払わざるを得ない結果になるのは著しく不当です。

上述の通り、接続停止が協定事業者の提供するサービス及びそれを利用されるお客様へおよぼす影響が甚大であること及び協定事業者の信用不安以外の理由で支払期限に支払を行わない場合もあり得ることから、「当該接続料金等の不払が発生している接続を停止」と停止範囲を限定し、かつ、「接続に係る料金その他の債務を支払期日までに支払わず、一定の期間を定めて催告してもなお支払いがなされないとき」に限り接続を停止できることとすべきです。

3) 接続約款第6 1条の2(工事又は手続等の停止及び中止)第4項について

4 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その停止又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別契約の規定により算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。

(意見)

「その停止又は中止により新たに発生する費用」の内容が不明確です。条文が拡大

解釈され本来請求されるべき費用の範囲を超えて費用請求がなされないよう、「その停止又は中止により新たに発生する費用で当社と協議して定める額」と規定するなど NTT 東西がの一方的に決定するのではなく、協議の機会を設けることによりデュ - プロセスが担保できるよう規定すべきです。

4) 接続約款第 6 7 条 (工事費の支払義務) 第 2 項について

2 前項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前にその工事の請求の取消しがあった場合には、協定事業者は、その工事の請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに発生した費用に消費税相当額を加算した額 (個別契約により算定するときは、その額とします。) を負担することを要します。

(意見)

「その工事の請求の取消しにより新たに発生する費用」の内容が不明確であることは上記 3) にて指摘している問題点と同様です。

また、従来であれば、「その工事のうち解除等までに行なわれた部分について、当社と協議して定める額を負担するものとします」と規定されていたにもかかわらず、理由なくこの文言が削除されています。

今回の約款変更の主旨は NTT 東西が正当に請求し得る債権を保全することであって、疑義のある請求に対し協定事業者が異議を述べ、協議を行う機会を奪うことではないことから「協議の機会」を一方的に削除することはデュ - プロセスの精神を無視した権利の濫用と言えます。「その工事の請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに発生した費用でそれぞれ当社と協議して定める額」などの規定に変更すべきです。

5) 接続協定第 6 8 条 (手続費の支払義務) 第 4 項について

4 第 1 項の規定にかかわらず、手続の開始後終了前にその手続きの請求の取消しがあった場合には、協定事業者は、その手続きの請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに発生した費用に消費税相当額を加算した額 (個別契約により算定するときは、その額とします。) を負担することを要します。

(意見)

「その手続きの請求の取消しにより新たに発生する費用」の内容が不明確であることは上記 3) にて指摘している問題点と同様です。

また、上記 4) にて指摘していますと同様、請求内容に誤りがあるなど、疑義のある請求に対し協定事業者が異議を述べ、協議を行う機会を担保するため「その手続きの請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに発生した費用でそれぞれ当社と協議して定める額」などの規定に変更すべきです。

6) 接続約款第72条(期限の利益の喪失)第1項について

次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、接続申込者は、当社に対して負担する接続にかかる料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) 接続申込者が、負担する債務の全部又は一部について履行不能を表明したとき。
- (2) 接続申込者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) 接続申込者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 接続申込者の資産について、仮差押え、仮処分若しくは法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は税等の滞納処分があったとき。
- (5) 接続申込者の所在が不明であるとき。
- (6) 接続申込者について電気通信事業法の登録が取消されたとき(ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。)
- (7) 接続申込者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- (8) その他接続申込者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき。

(意見)

接続申込者に信用不安事由等が発生した場合、接続申込者は「接続に係る料金その他の債務の全て」について期限の利益を喪失する旨規定されていますが、その範囲が不明確で、拡大解釈した場合、接続約款に基づかない債務についてまで期限の利益を喪失することになります。

上記4)でも述べています通り、今回の約款変更の主旨はNTT東西が接続約款に基づき正当に請求し得る債権を保全することであって、接続約款の規定はその範囲に限定されるべきであり、接続約款とは関係のない一般の取引に基づく債権にまで保全の範囲を広げることはその主旨を逸脱するばかりでなく、著しく不当です。期限の利益の喪失の対象となる債務を「接続に係る料金その他この約款に基づく債務」に限定すべきです。

また、第4号については、仮差押えまたは仮処分の申立てがあったことのみを期限の利益の喪失要件とされていますが、当該申立ての中には妥当性がなく裁判所にも認められない申立ても含まれます。当該申立てがなされ、これが認められることを要件とすべきです。

7) 接続約款第82条(解除等の場合の取扱い)第3項第7号について

当社又は協定事業者は、協定が解除された場合又は消滅した場合には、その原因を有する相手方に対し、解除又は消滅により発生した損害額(新たに発生する費用(その原因を有する相手方が協定事業者である場合にあっては、当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。))及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別契約の規定により算定するときは、その額とします。))を含みます。)の支払いを請求できるものとします。

(意見)

既に上記3)、4)及び5)にて指摘しています通り、「新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用」の範囲が不明確でNTT東西の独自の判断により恣意的に拡大される懸念があります。

「新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用」の範囲について当事者間で協議の場を設け公正性を担保すべきです。

よって、「新たに発生する費用(その原因を有する相手方が協定事業者である場合にあっては、当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。)

及びそれまでに既に発生した費用でそれぞれ当社と協議して定める額」などの文言に変更すべきです。

また、今回の約款改正案には第60条に基づく接続の停止および第61条の2に基づく工事又は手続等の停止及び中止を行う場合などに「その理由を書面で通知」という規定がありますが、当該書面で通知された理由が正しいかどうかの判断が、唯一NTT東西の主観的判断にゆだねられており、NTT東西の判断が客観的に正しいかどうか検証する機会が一切担保されておられません。結果、NTT東西が一方的に協定事業者に通知することで接続や工事又は手続等の停止及び中止ができる危険性を孕んでおります。

先にも述べました通り、接続や工事又は手続等の停止及び中止により協定事業者が被る影響は甚大であるにもかかわらず、当該停止及び中止の判断について誤りがあった場合のNTT東西の責任について何らの規定もありません。

「接続の停止並びに工事又は手続等の停止及び中止に関するNTT東西の判断に誤りがあり、当該判断の誤りに関しNTT東西の責に帰すべき事由がある場合は、その停止、中止によって協定事業者が被った全損害を賠償する」旨を規定すべきです。

以上